



Press Release

佐賀県 伊万里市

〒848 - 8501

佐賀県伊万里市立花町 1355-1

Tel 0955-23-2111 (代表)

Fax 0955-23-6113 (代表)



報道関係者各位

令和5年6月30日

建築協議における市の事務手続きの誤りについて

伊万里市環境保全条例第7条第1項に基づく建築協議において、下記のとおり市の事務手続きに誤りがあったことをお知らせします。

記

1. 事務手続きを誤った建築協議案件

- ・提出（受付）日 令和4年11月 4日
- ・市の同意決定日 令和4年11月16日
- ・建築物の所在 伊万里市内
- ・建築物の種別等 木造・平屋建て

2. 事務手続きを誤った内容

当該建築予定地が都市計画施設である西九州自動車道の計画区域（都市計画法第53条区域）に「該当」しているにもかかわらず、市の事務手続きにおいてその確認を怠ったことから、令和4年11月16日付けの建築同意決定通知書の添付書類となる佐賀県（建築主事）への建築確認申請に関する調査書において、都市計画法第53条区域に「該当しない」との通知を行った。

その結果、そのまま佐賀県による建築確認がなされ、建築主にて建物の建築が進められたもの。

本来であれば、令和4年11月4日の建築協議の受付時に、西九州自動車道の計画区域（都市計画法第53条区域）に「該当」している旨を建築主に伝え、建築の意向確認を行い、建築を行う場合には、建築主より都市計画法第53条第1項に基づく許可申請書を市に提出してもらい、市が許可するという手続きが必要であった。

3. 対応状況

建築主に対し、市の事務手続きの誤りについて謝罪と説明を行うとともに、改めて上記の本来の手続きへの対応をお願いし、令和5年6月29日に建築主から都市計画法第53条第1項に基づく許可申請書の提出がなされ、同日付けで市が許可を行い、一連の事務処理を完結した。

4. 再発防止策

全庁職員に対して、副市長名で事務処理ミスがあったことの周知と適正かつ慎重な事務遂行に係る注意喚起の文書通知を行った。

担当課においては、調査事項の各項目をチェック表に基づき複数人で確認することはもとより、建築協議受付時の都市計画図の確認と都市計画施設の計画区域との位置関係が分かる図面の起案書への添付をルール化した。

問合せ先

建設農林水産部都市政策課

担当 春田、前田

電話 0955-23-2476

伊万里市

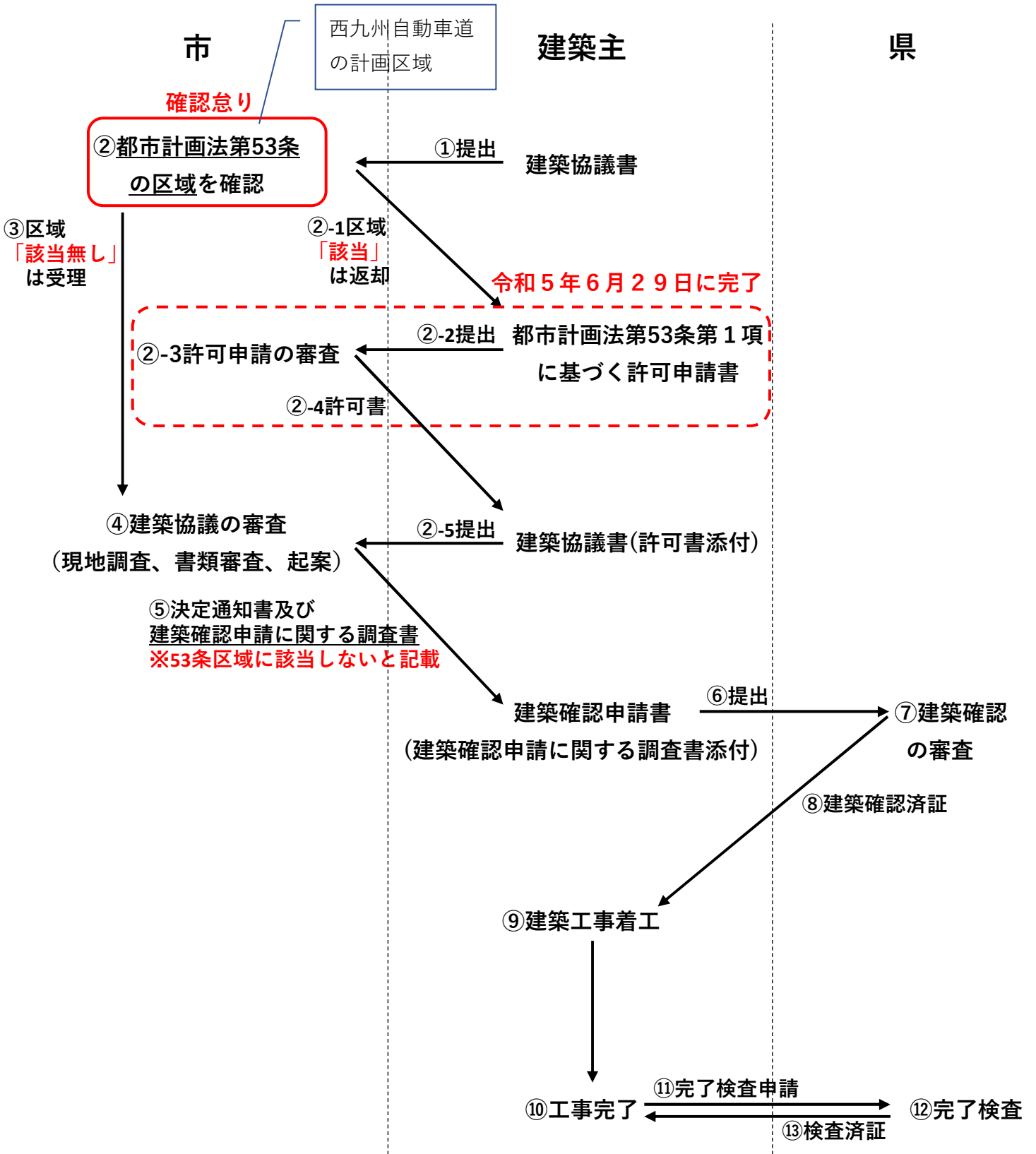
～ 人がいきいきと活躍する 幸せ実感のまち ～

桑本成司 副市長のコメント

今回の事務手続きの誤りにつきましては、関係の皆様にも多大なご迷惑をお掛けしたことを、心からお詫び申し上げます。

今回の事案の発生に関し、全ての職員に対して、適正な事務手続きとチェックを徹底するよう指導するとともに、再発防止に向け、内部統制の徹底を図ってまいります。

建築物の建築に係る事務手続き



○伊万里市環境保全条例 ～抜粋～

昭和 48 年 3 月 29 日

条例第 2 号

(建築物の建築に伴う協議等)

- 第 7 条 市長が定める区域において、10 平方メートル以上の建築物を建築(改築、増築を含む。以下同じ。)しようとする建築主は、あらかじめ次の各号に掲げる事項について市長と協議(前条の規定により協議した場合を除く。)し、同意を得なければならない。
- (1) 建築物に通ずる道路の状況
 - (2) 建築物から排出する汚水の処理及び排水の施設
 - (3) 建築物の建築により予想される公害又は災害に対する措置
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、建築主から前項の規定による協議を受けたときは、環境保全について指示を行わなければならない。
- 3 建築主は、前項の指示に従い、市長が定める施設施工基準により必要な施設を設置しなければならない。
- 4 建築主は、第 1 項の規定により市長と協議した事項を変更しようとするときは、市長と協議し、同意を得なければならない。
- 5 市長は、建築主が第 1 項及び前項の規定による協議を行わないで建築をし、又は第 3 項の規定に違反した事実が判明したときは、当該建築主に対し、前条第 5 項の規定を準用する。

※ 第53条の許可手続きは、平成24年4月1日に佐賀県から市に権限移譲されています。

○都市計画法 ～抜粋～

(昭和四十三年六月十五日)

(法律第百号)

(建築の許可)

第五十三条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 政令で定める軽易な行為
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
 - 四 第十一条第三項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの
 - 五 第十二条の十一に規定する道路(都市計画施設であるものに限る。)の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの
- 2 第五十二条の二第二項の規定は、前項の規定による許可について準用する。
- 3 第一項の規定は、第六十五条第一項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

(許可の基準)

第五十四条 都道府県知事等は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

- 一 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。
- 二 当該建築が、第十一条第三項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。
- 三 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。
 - イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
 - ロ 主要構造部(建築基準法第二条第五号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。